

藤女子大学大学院 ウェルビーイング学研究科 食環境マネジメント専攻
入学試験問題 小論文

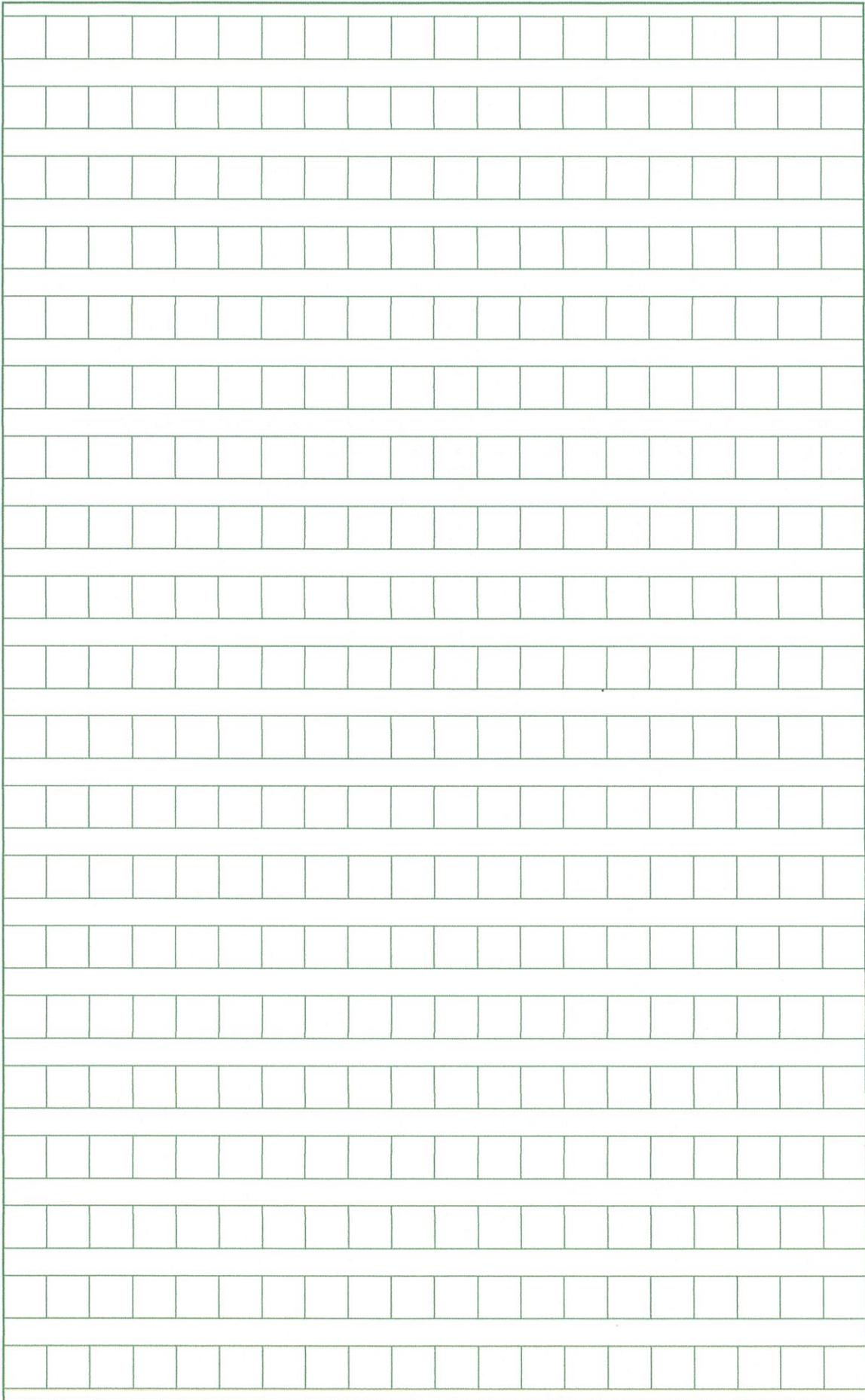
2025年3月9日

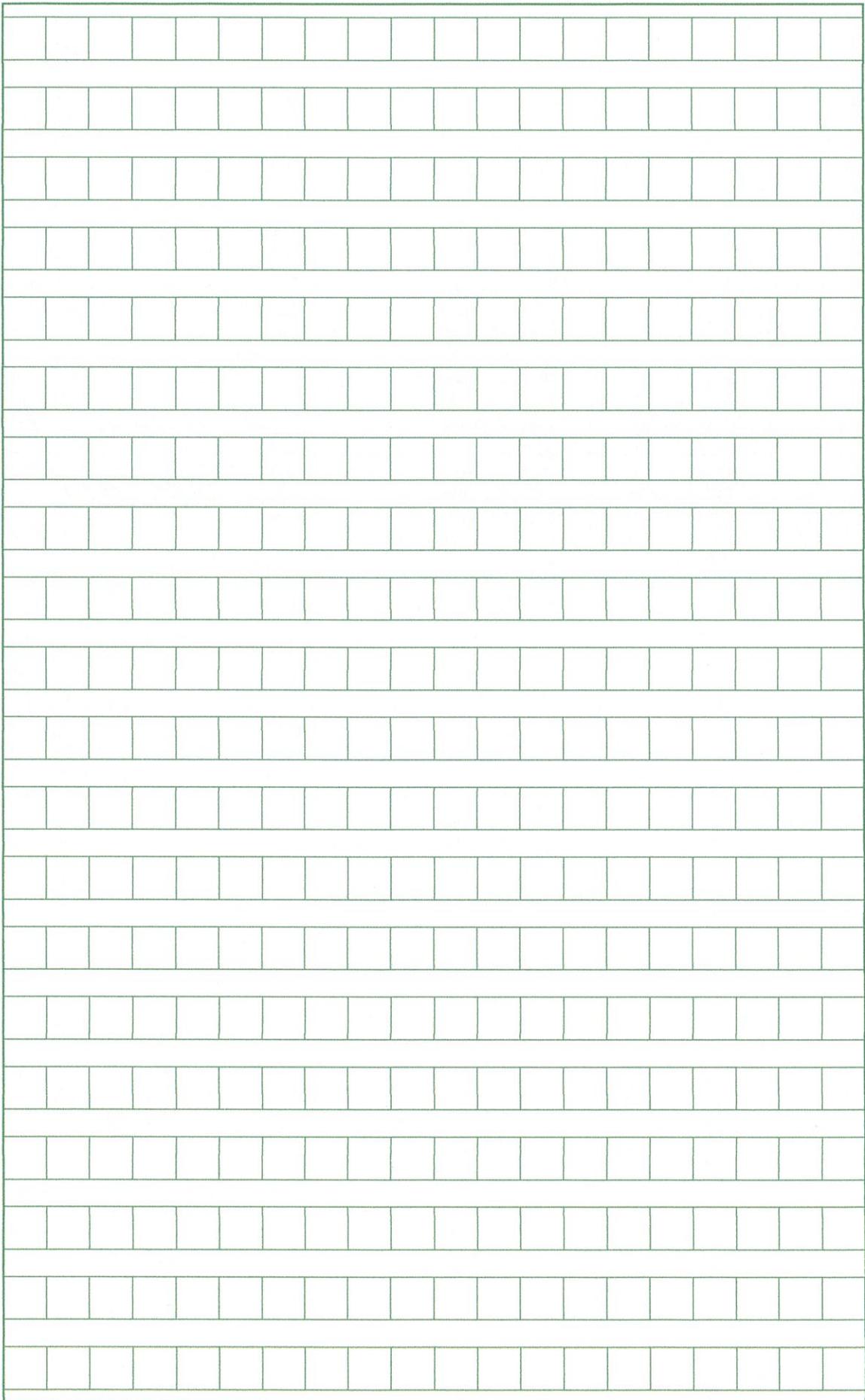
受験番号

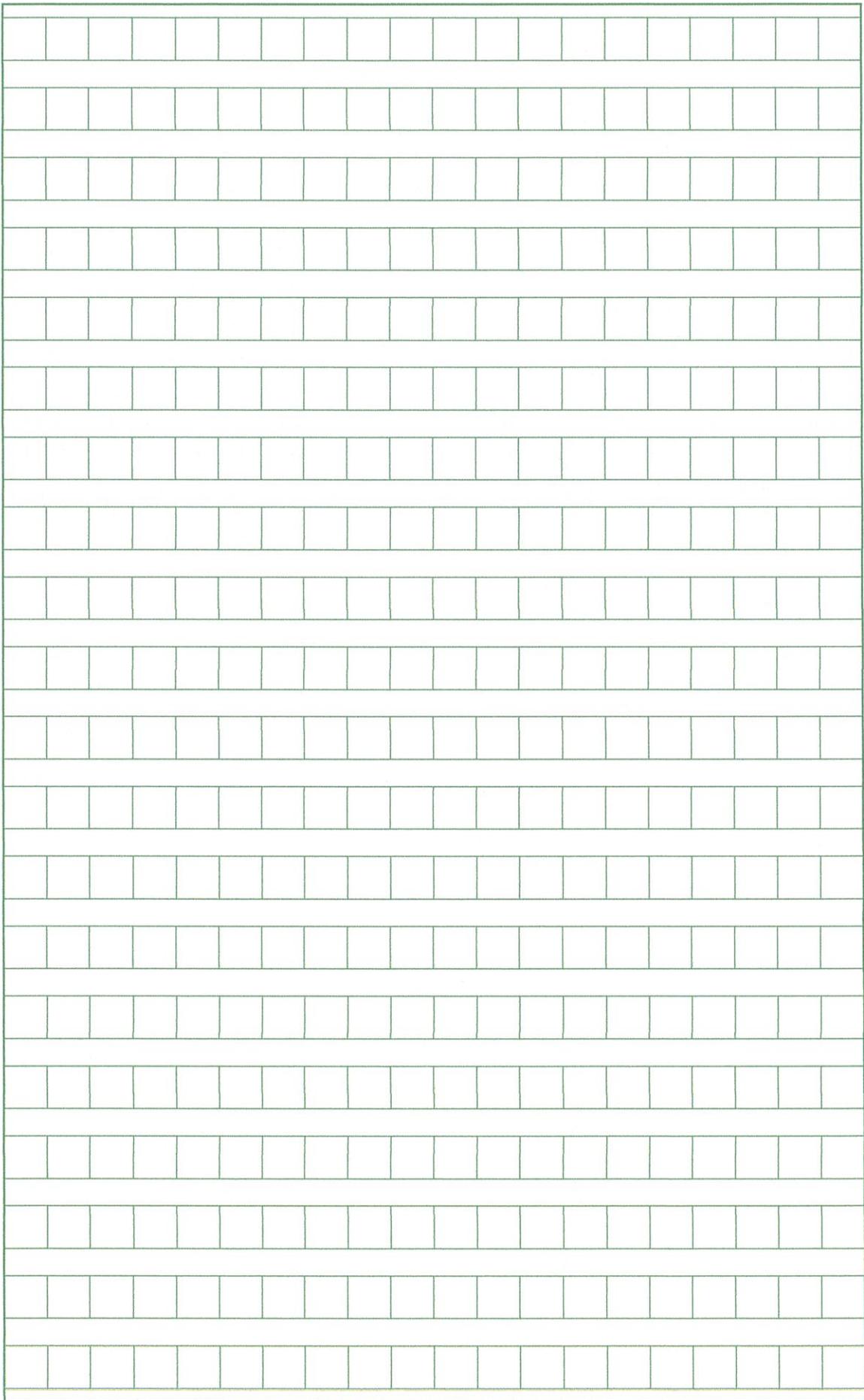
問題

「食育基本法」(平成17年法律第63号)は、食育に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわかる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的として、施行された。

農林水産省「令和5年度食育推進施策」(令和6年6月7日公表)第4章食育推進運動の展開(p115-117)を読み、『北海道における食育推進計画の現状と課題を示し、その課題解決に対する自身の考えを1200字以内で述べなさい』。
出典：農林水産省「令和5年度食育推進施策」(令和6年6月7日公表)







「令和5年度食育推進施策」

(令和6年6月7日公表)

第4章食育推進運動の展開 (p115-117)

農林水産省

第3節 都道府県・市町村における食育運動の展開

1 食育推進計画の作成目的と位置付け

食育を国民運動として推進していくためには、多様な関係者が食育に関する課題や国の政策の方向性を共有し、それぞれの特性を生かして連携・協働しながら、地域が一体となって取り組むことが重要です。

「食育基本法」においては、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進会議において、基本計画を作成するものと定めています。

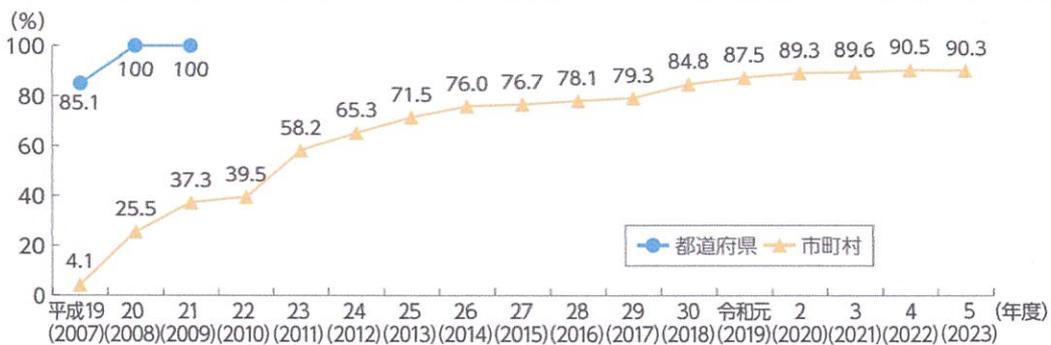
また、全国各地においても、食育の取組が効果的に進められることが必要であることから、都道府県については基本計画を、市町村については基本計画及び都道府県食育推進計画を基本として、食育推進計画を作成するよう努めることとしています。

2 食育推進計画の作成状況

基本計画の作成時、食育推進計画の作成割合を、平成22（2010）年度までに、都道府県は100%、市町村は50%以上とすることを目指して取組を始めました。その結果、都道府県の食育推進計画の作成割合は、目標設定当時の85.1%（47都道府県中40都道府県）から、平成20（2008）年度調査において100%に到達し、目標を達成しました。

一方、市町村における食育推進計画の作成割合は、目標設定当時の4.1%（1,834市町村中75市町村）から、令和6（2024）年3月末現在では、90.3%（1,741市町村中1,572市町村）となっています（図表2-4-1）。

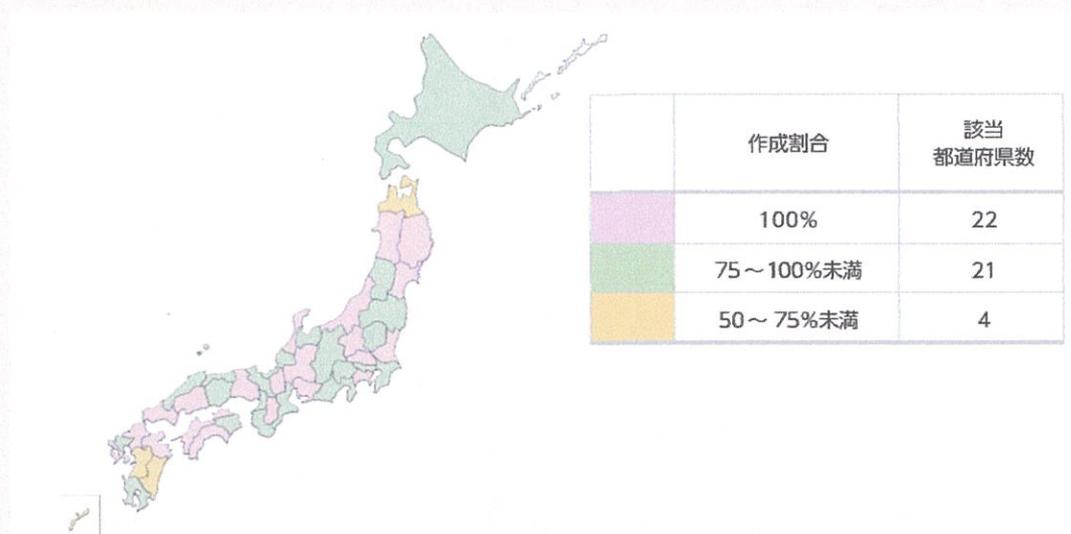
図表2-4-1 都道府県及び市町村の食育推進計画の作成割合の推移



資料：農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課（平成27（2015）年度までは内閣府）調べ

また、市町村食育推進計画の作成割合が100%の都道府県は22県でした。目標達成に向けて更なる対応が必要です（図表2-4-2、2-4-3）。

図表 2-4-2 都道府県別 管内市町村における食育推進計画の作成状況



資料：農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課調べ（令和6（2024）年3月末現在）
注：作成割合とは、都道府県内の全市町村数に対する計画作成済市町村数の割合

図表 2-4-3 都道府県別 管内市町村における食育推進計画の作成割合

都道府県	作成状況			都道府県	作成状況		
	市町村数	作成済数	作成割合		市町村数	作成済数	作成割合
北海道	179	141	78.8%	滋賀県	19	19	100.0%
青森県	40	28	70.0%	京都府	26	20	76.9%
岩手県	33	33	100.0%	大阪府	43	41	95.3%
宮城県	35	35	100.0%	兵庫県	41	41	100.0%
秋田県	25	25	100.0%	奈良県	39	39	100.0%
山形県	35	30	85.7%	和歌山県	30	25	83.3%
福島県	59	56	94.9%	鳥取県	19	15	78.9%
茨城県	44	44	100.0%	島根県	19	18	94.7%
栃木県	25	23	92.0%	岡山県	27	26	96.3%
群馬県	35	35	100.0%	広島県	23	23	100.0%
埼玉県	63	63	100.0%	山口県	19	19	100.0%
千葉県	54	50	92.6%	徳島県	24	23	95.8%
東京都	62	53	85.5%	香川県	17	17	100.0%
神奈川県	33	33	100.0%	愛媛県	20	20	100.0%
新潟県	30	30	100.0%	高知県	34	34	100.0%
富山県	15	13	86.7%	福岡県	60	60	100.0%
石川県	19	19	100.0%	佐賀県	20	17	85.0%
福井県	17	14	82.4%	長崎県	21	21	100.0%
山梨県	27	25	92.6%	熊本県	45	33	73.3%
長野県	77	60	77.9%	大分県	18	18	100.0%
岐阜県	42	42	100.0%	宮崎県	26	19	73.1%
静岡県	35	34	97.1%	鹿児島県	43	39	90.7%
愛知県	54	54	100.0%	沖縄県	41	22	53.7%
三重県	29	23	79.3%	合計	1,741	1,572	90.3%

資料：農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課調べ（令和6（2024）年3月末現在）
注：東京都は特別区を含む。

農林水産省では、平成30（2018）年9月に市町村食育推進計画の作成・見直しに当たっての留意事項や参考となる情報を取りまとめたほか、情報提供や研修会等へ講師を派遣するなど、都道府県と連携して市町村食育推進計画作成の支援を進めています。